

経営移譲年金裁定請求書(旧制度) チェックシート

(様式第50号の2)

チェックポイント	チェック欄
【必ずチェックして頂くもの】	〈JA〉〈農委〉
○ 年金を継続して受給するために必要な手続き等を記載した「年金受給に係る重要事項説明書」を用い、請求者へ説明及び交付を行った。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 請求者の住民票、戸籍抄本又は運転免許証(写)等が添付されている。 (住民票又は戸籍抄本が写しの場合は、原本証明がされている。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 請求年月日(JA受付年月日=A面(1)欄)、D面(76)欄の農業従事証明年月日は、 経営移譲終了日(A面(9)欄)以降になっている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 年金を受け取る預貯金通帳の口座番号(7桁)は正しく記入されている。(A面(7)欄)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
○ 経営移譲終了日(A面(9)欄)は正しく記載されている。 また65歳到達日(65歳の誕生日の前日)より前になっている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 基準日現在の農地等面積は3,000㎡以上ある。(A面(10)欄) (道南を除く北海道にあつては、10,000㎡、沖縄県にあつては、2,000㎡)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 「農地台帳」等をもとに、経営移譲終了日時点で処分漏れ農地等が無いことを確認している。 (例えば、共同相続財産となっている農地持分、他市区町村の農地等)	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 農地等の処分を確認できる書類が添付されている。 → 農業者年金業務資料1①-205ページ参照	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 加算付年金を請求する(A面(11)欄)場合の記入欄(B面、D面)はもれなく記入されている。	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 繰下げ希望の有無を確認している。また指定年月は、1日生まれの者は、「誕生月」、 2日～月末生まれの者は、「誕生日の翌月」となっている。(A面(12)欄)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 国民年金資格との突合結果欄は、「該当していない」、「該当している」のいずれかに ○印が付いている。また、「該当している」に○が付いている場合は、資格訂正届を提 出した年月日が記入されている。(E面(81)欄)	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 経営移譲管理カードに諸名義の変更等について確認がなされている。 ⇒ E面(82)欄の諸名義のチェックは(後継者は全ての名義)もれなくされている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
【該当する場合にチェックして頂くもの】	
○ 請求者以外の世帯員名義の農地等がある場合、「世帯員別農地等権利名義調書」が 添付されている。	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 経営移譲の相手方が後継者の場合、戸籍抄本等が添付されている。 (戸籍抄本等が写しの場合は、原本証明がされている。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 経営移譲の相手方が後継者の場合、「農業従事年数・月数」は要件を満たしている。 (B面(21)欄) また証明(D面(76)欄)を受けている。	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
○ 後継者が政策支援区分3で加入している場合、様式第5号「政策支援加入要件不該当 届」の提出を行っている又は現在準備中である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【注意】

- このシートは、裁定請求書を提出する際に、JA、農業委員会それぞれの確認用としてお使い下さい。
なお、記入、確認後は、裁定請求書と一緒に提出して下さい。
- 記入方法等がわからない場合は、各都道府県農業会議・都道府県JA中央会又は下記までお尋ね下さい。

【以下は農業委員会で記入】

市町村名	
市町村コード	

<p>【担当】 独立行政法人 農業者年金基金 業務部給付課裁定班 電話 03-3502-3945</p>
--